

町税などの「口座振替済通知書」が廃止されます！

これまで、町税等を口座振替で納付された方に毎年1月に送付していましたが口座振替済通知書を、平成28年度振替分（※住宅料については平成28年度振替分）より廃止させていただきます。今後は、預貯金通帳への記帳によりご確認をお願いいたします。

ただし、軽自動車税については、従来どおり、毎年6月に口座振替済通知書兼軽自動車税納税証明書（継続審査用）を送付いたします。

町民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

◆廃止の理由

口座振替済額の確認は、預貯金通帳への記帳により確認できるため。また、省資源化の推進及び経費削減のため。

☆よくある質問(Q & A)

Q：確定申告に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料の口座振替額を利用していましたが、今後はどうすればいいですか？

A：国民健康保険税などを社会保険料控除として申告する場合は、納付額（振替額）を記載すれば証明書の添付は必要ありません。納付額については預貯金通帳への記帳によりご確認ください。
また、ご本人から各担当係にお電話でお問い合わせいただければ、折り返しのお電話で納付額をお知らせいたします。振替額を確認する書類が必要な場合は、各担当係において「口座振替済通知書」を無料で交付いたします。

【お問い合わせ】

■町道民税・固定資産税・国民健康保険税に関するお問い合わせ

○役場企画財政課町民税係・資産税係
Tel 2・12214

■介護保険料に関するお問い合わせ
○役場保健福祉課介護保険係
Tel 2・12212

■後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ
○役場町民課医療保険係
Tel 2・12213

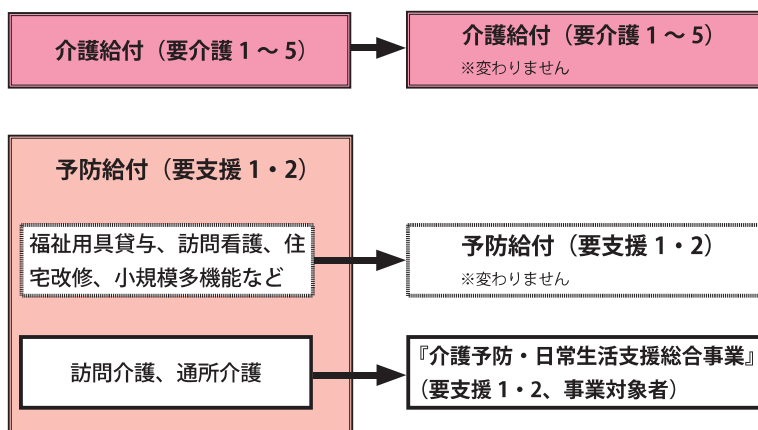
■住宅料に関するお問い合わせ
○役場建設課管理係
Tel 2・12210

新しく『介護予防・日常生活総合支援事業』が始まります！

町では、3月1日から、現在の「要支援1」・「要支援2」の方が利用する介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ヘルパーサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）について、町が実施する『介護予防・日常生活支援総合事業』のサービスへ移行します。
なお、サービスの内容や利用料は今までと変わりません。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課介護保険係
Tel 2・12212



☆事業対象者とは…

65歳以上の方で「基本チェックリスト」で認定された方です。（要介護認定で「非該当」となった方でも「基本チェックリスト」で認定された場合は、サービスの利用が可能です。）

※40歳から64歳までで、介護サービスを利用される方（第2号被保険者）は、今までどおり要介護認定が必要です。

「通院交通費」の助成

特定疾患及び精神障がいのため治療を必要とする方に対して、治療を受ける医療機関までの交通費（平成27年度後期分10月～3月）を支給します。

ただし、公的制度による交通費の支給及び割引を受けた額を除きます。

◆難病者治療通院交通費及び人工透析患者治療通院交通費の支給

▼対象者

○北海道特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象患者

○小児慢性特定疾患治療研究実施要綱に定める治療研究対象者

○北海道ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱に定める治療研究対象患者

○人工透析により通院を必要とし、身体障がい者福祉法の規定により身体障がい手帳の交付を受けている方

○公的交通機関利用の場合

↓医療機関までの往復の交通費実費

○自家用車利用の場合

↓自宅から医療機関までの最短路程を1km当たり20円で計算した額

▼手続き

特定疾患医療受給者証、身体障がい者手帳、印鑑をお持ちください。

い者手帳、印鑑をお持ちください。

◆精神障がい者治療通院交通費の支給

▼障がい者総合支援法に基づき、医療機関に通院されている方

▼支給額

○公的交通機関利用の場合

↓医療機関までの往復の交通費実費

○自家用車利用の場合

↓自宅から医療機関までの最短路程を1km当たり20円で計算した額

▼手続き

印鑑をお持ちください。

※通院交通費の支給申請には「マイナンバー」の記載が必要です。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係

Tel 2・1212

高齢者向けの給付金

4月1日から受付開始!!

成27年度臨時福祉給付金（1人6千円）の対象者のうち平成29年3月31日までに65歳以上となる方を対象に1人につき3万円を給付します。

申請方法等の詳細については4月号の広報に掲載するほか、「平成27年度臨時福祉給付金」を受給された方で65歳以上の方には郵送で通知します。（※3月下旬発送予定）

「詐欺に注意してください！」

高齢者向けの給付金をよそおった「振込め詐欺」や「個人情報の搾取」といった詐欺にご注意ください。次のようなことは町や厚生労働省の職員がお願いすることは絶対にありません。

△銀行のATM（現金自動支払機）での操作をお願いする。

△給付金を受取るための手数料を要求する。

△住民の方の個人情報（住所や家族構成、口座番号等）を電話で聞く。

※不審な電話や郵便が届いたら、迷わずに警察か役場保健福祉課までご連絡ください。

【高齢者向け給付金のお問合せ】

役場保健福祉課社会福祉係

Tel 2・1212

協会けんぽ北海道支部

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

平成28年度

保険料改定のお知らせ

平成28年3月分（5月2日納付期限）より健康保険料率は10・15%（プラス0・01%）、介護保険料率は1・58%（据え置き）となります。

厳しい経済状況とは思いますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年度

『協会けんぽ健診』のご案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆様の健診費用の一部を補助しています。

35歳～74歳の被保険者（ご本人）さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の『生活習慣病予防健診』を、40歳～74歳の被扶養者（ご家族）さまへは、メタボリックシンドロームに着目した『特定健康診査』と二つの健診をご用意しています。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう。

【お問い合わせ】

協会けんぽ北海道支部

Tel 011・726・0352

1

5

平成28年 犬の登録及び狂犬病予防注射実施のお知らせ！

飼い犬は、屋内・屋外での飼育にかかわらず、毎年1回狂犬病予防注射の接種が法律で義務付けられています。このことから、例年実施している狂犬病予防注射の巡回接種を次の日程で実施しますので、最寄りの場所にて接種を受けるようお願いいたします。

また、他の予防注射と同時に接種されている場合は、動物病院に相談のうえ、接種を受けてください。

なお、飼い犬の登録も行いますので、未登録の犬を飼われている方は必ず登録してくださいませようお願いします。

■狂犬病予防注射（毎年接種）

注射料3, 110円（注射料2, 560円、注射済証交付手数料550円）

☆往診料500円（注射料に別途かかります。）※往診を希望される方は、前日までに役場町民課生活環境係までご連絡ください。

■飼い犬は必ず登録（生涯に一度）登録料3, 000円

●飼い犬の登録は義務です。犬を飼っている方は必ず登録してください。

●新たに生後91日以上の犬を取得した場合は、30日以内に役場町民課で登録をしてください。

☆予防接種実施日程

4月8日 実施	旧山内商店前（栄）	9:40 ~ 9:50
	栃木公民館	10:20 ~ 10:30
	若佐コミセン前	10:50 ~ 11:00
	朝富公民館前	11:10 ~ 11:20
	知来公民館前	13:10 ~ 13:20
	仁倉公民館前	13:50 ~ 14:00
	浜佐呂間活性化センター前	14:30 ~ 14:40
	常呂漁協佐呂間研修所前	14:50 ~ 15:00
4月9日 実施	幌岩公民館前	15:20 ~ 15:30
	若里活性化センター前	9:30 ~ 9:40
	若里浜児童公園前	9:50 ~ 10:00
	富富士消防車庫前	10:30 ~ 10:40
	富富士公民館前	10:50 ~ 11:00
	町民センター前	13:00 ~ 13:20
	武道館温水プール駐車場	13:30 ~ 13:40
	ホクレンスタンド裏	13:50 ~ 14:10

※別途往診も行っているため、開始時間が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係
Tel 2・1212

家電リサイクル法対象家電製品は適正に処分してください！

家電リサイクル法対象家電製品は、販売店が引取りと製造業者への引渡し、家電メーカーなどがリサイクルを義務づけられています。また、消費者（排出者）には適正な排出と収集運搬及びリサイクルに関する費用を負担していただくことになっています。処分方法は、「小売店に依頼」「指定引取場所に直接持ち込む」の2通りがあります。

■処分方法

①小売店に依頼する。

※小売店でリサイクル料金及び収集運搬料金を支払う。

②指定引取場所に持ち込む。

※郵便局でリサイクル料金を支払う。収集運搬料金無し。

■製造業者指定引取場所

○（株）齊藤商店

北見市豊地12番地

Tel 0157・36・5544

○エアウオーター物流（株）

美幌営業所

美幌町字高野104番地27

Tel 0152・73・4233

※家電リサイクル法対象家電製品は、町での収集・処理はしていませんので、適正な処理をお願いします。

【お問い合わせ】

■一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター

○フリーダイヤル

0120・319640

○ホームページ

<http://www.rkcaeha.or.jp>

■役場町民課生活環境係

Tel 2・1213

エゾシカ有害駆除を実施します！

エゾシカによる農作物などの被害を軽減するため、猟友会の協力を得て、次のとおりエゾシカ駆除を実施します。

■駆除実施期間と場所

①3月1～31日

国有林2009林班内（仁倉林道内）

②4月中 佐呂間町一円

【お問い合わせ】

役場経済課林務係

Tel 2・1200

北見税務署から「確定申告」についてお知らせ！

申告書は、自分で作成して、お早めに！

平成27年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税確定申告書の提出期限は3月15日、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書提出期限は3月31日です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に「自分で作成し、お早めに提出してください」。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

平成27年分から、給与所得者又は公的年金受給者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

なお、税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書の控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください。）。

また、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日（土・日・祝日等）は、税務署での確定申告の受付は行っておりません。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

東日本大震災から復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2・1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、『復興特別所得税額』欄の記載漏れないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される方について『復興特別所得税額』欄の記載が必要となります。

申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で、所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

平成27年分から、給与所得者又は

公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、確定申告書の作成には『確定申告書等作成コーナー』をぜひ、ご利用ください。

**白色申告の方の
記帳・帳簿書類の保存制度について**

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

①対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
※所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。

②記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売り上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになって

います。

③帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

【お問い合わせ】

○北見税務署

Tel 0157・23・7151

○『確定申告書等作成コーナー』パソコン操作に関するヘルプデスク

Tel 0570・01・5901

平成28年度から軽自動車税の税額が変わります！

☆グリーン化特例の創設

三輪以上の軽自動車で、平成27年度中に最初の新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負担の小さなものについては、平成28年度分の軽自動車税が優遇される「グリーン化特例」が創設されました。

◆左記の「三輪以上の軽自動車税表」について
①平成27年3月31日までに最初の

新規検査を受けた車両について適用されます。

②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両について適用されません。

③グリーン化特例の優遇措置は平成28年度のみです。

■75%軽減対象車
電気自動車および天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%軽減）

◆三輪以上の軽自動車の税額表

車種区分			現行税額 ※①	新税額 ※②	グリーン化特例 ※③		重課税額 ※④
					軽減割合	税額	
軽三輪			3,100 円	3,900 円	75%	1,000 円	4,600 円
					50%	2,000 円	
					25%	3,000 円	
軽四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	75%	2,700 円	12,900 円
					50%	5,400 円	
					25%	8,100 円	
		営業用	5,500 円	6,900 円	75%	1,800 円	8,200 円
					50%	3,500 円	
					25%	5,200 円	
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	75%	1,300 円	6,000 円
					50%	2,500 円	
					25%	3,800 円	
		営業用	3,000 円	3,800 円	75%	1,000 円	4,500 円
					50%	1,900 円	
					25%	2,900 円	

■50%軽減対象車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち

○乗用

平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの

○貨物用

平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの

■25%軽減対象車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち

○乗用

平成32年度燃費基準値を満たすもの

○貨物用

平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

④地球環境保護の観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気自動車等は除く）について、重課税額が適用されます。

※平成28年度に重課税額が適用される車両は、平成14年12月31日までに最初の新規検査を受けたものです。

◆原動機付自転車及び二輪車の税額表

車種区分		現行税額	新税額
		※平成27年度まで	※平成28年度から
原動機付自転車	50 cc以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc超～90 cc以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc超	1,600 円	2,400 円
	三輪以上（ミニカー）	2,500 円	3,700 円
軽二輪車（125 cc～250 cc以下）		2,400 円	3,600 円
二輪の小型車（250 cc超）		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕用	1,600 円	2,000 円
	その他	4,700 円	5,900 円

☆原動機付自転車等の税額の変更

平成28年度から「原動機付自転車」、「軽二輪車」、「二輪の小型自動車」及び「小型特殊自動車」の税額が次のとおり変更されます。

土地・家屋の評価額が縦覧できます！

土地・家屋の縦覧帳簿を次の期間中に縦覧することができます。

■縦覧できる方

- 所有者本人（納税管理人を含む）
- 家屋又は土地を他の人から借りている方（ご自分に関わる固定資産のみ）

■期間
4月1日～5月31日
8時30分～17時15分まで
※土・日・祝日は除きます。

【縦覧場所・お問い合わせ】
企画財政課資産税係
Tel 2・1214

“軽自動車”の異動届をお忘れなく！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の使用者に課税されることになっていきます。

軽自動車を他の方に譲ったり、廃車したなどの異動があった場合、3月31日までに届出がなければそのまま課税されますので、十分にご注意ください。

■届出先

- ☆50cc～125ccまでのバイク
- ☆小型特殊自動車（農耕用トラクタ含む）

の異動及び廃車届、新規登録は

↓役場企画財政課資産税係

Tel 2・1214

↓オホーツク総合振興局

北見道税事務所自動車税係
北見市青葉町6・6

Tel 0157・25・8681

○ホームページ

<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.jp/ts/zim/>

lg.jp/ts/zim/

3月は道税の“滞納整理強化月間”です！！

オホーツク総合振興局では、12月、3月の各月を“滞納整理強化月間”として道税の滞納整理を強化し取り組んでいます。

3月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得税などの道税全てについて滞納整理を進めることとしており、給与・預貯金・動産などの財産差押えを行います。

まだ納税が、お済みでない方は大至急納税してください。

納税についての相談は、北見道税事務所納税課へお願いします。

※道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替がご利用できます。

【ご連絡・お問い合わせ】

オホーツク総合振興局
北見道税事務所納税課

Tel 0157・25・8686

○ホームページ

▼オホーツク総合振興局税務課

<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.jp/ts/zim/>

“自動車”の抹消・移転登録は3月31日までに！

自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車を、使用している方に納めていただく道税です。

自動車を廃車又は売買・譲渡により所有しなくなった場合は、すぐに運輸支局で抹消又は移転の登録をしてください。

3月31日までに抹消又は移転の登録がされていない場合、平成28年度も自動車税が課税されますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

札幌道税事務所自動車税部

☆自動車税の課税について

Tel 011・746・1190

☆自動車取得税の課税について

Tel 011・746・1195

○ホームページ

▼オホーツク総合振興局税務課

<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.jp/ts/zim/>

▼自動車税について

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/car01.htm>

▼国土交通省北海道運輸局

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>

国民年金に関するお知らせ

国民年金の保険料は納めましたか？

国民年金には、老後に受ける「老齢基礎年金」、不慮の事故や病気などで障害が残ったときに受ける「障害基礎年金」、一家の大黒柱に先立たれたときに子のある妻や子が受ける「遺族基礎年金」などの種類があります。

しかし、国民年金に加入していても保険料を未納にしているのはこれらの年金が受けられないこともあります。送付されているお手元の納付書をもう一度確認して納め忘れないように気をつけましょう。

※保険料の納付には納め忘れを防ぐためにも便利な、口座振替の利用をお勧めいたします。

【お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係
Tel 2・12213

国民年金保険料は口座振替がお得！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので

金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または北見年金事務所へお申し出ください。

【お問い合わせ】

北見年金事務所
Tel 0157・25・9635

平成28年度の国民年金保険料額について

平成28年度の国民年金保険料が改定され、月額16,260円となります。

※前年度より月額で670円増となり、年間納付額は195,120円となります。

北見年金事務所出張相談所が開設されます！

平成28年度も遠軽町において、『北見年金事務所出張相談所』が次のとおり開設されます。

☆開催場所

遠軽町保健福祉総合センター

☆開催日

▼平成28年 5月17日・7月19日
9月20日・11月15日

▼平成29年 1月24日・3月21日

☆相談時間 10時～16時

認知症に係わる講演会のお知らせ

認知症は誰にでも起こりうる病気です。またその家族が抱える負担も大変なものがあります。

高齢者の方が安心して暮らし続ける「支え愛」の町づくりをめざし、一人ひとりに何ができるか一緒に考えてみませんか？

◆テーマ

『認知症の人と家族を地域で支えよう』

◆日時

3月26日 13時30分

◆会場

佐呂間コミセン 集会室

◆講師

有限会社エーデルワイス
代表取締役 青山 由美子氏

【お問い合わせ】

佐呂間町地域包括支援センター
Tel 2・12212

3月は自殺対策強化月間です！

平成26年度の年間の自殺による死亡者数は25,427名であり、また紋別保健所管内では毎年20名前後の方が自殺で亡くなっています。

自殺の原因の多くは「うつ病」などこのころの病気が関係していると言われています。多くの自殺は「うつ病」などの早期発見・治療により予防することができると言えます。

紋別保健所では、保健師や専門医が、こころの健康に心配のある方、認知症に関する心配や悩み、飲酒やアルコール問題などの悩みをお持ちの方の相談をお受けしています。心配のあるご本人だけではなく、ご家族や関係者の方も利用できますので、お気軽にご相談ください。

自殺予防のための行動

《3つのポイント》

“気づき”

周りの人の悩みに気づき、耳を傾ける

○家族や仲間の変化に敏感になりましょう。じっくりと話を聞く場を持ち、相手の気持ちを尊重し、共感しましょう。

“つなぎ”

○早めに専門家に相談するよう促す
○心の病気の兆候があれば、本人の

置かれている状況や気持ちを理解してくれる家族、友人、上司といったキーパーソンと連携して、専門家への相談につなげましょう。

“見守り”

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

○自然に対応するとともに、身体や心の健康状態について配慮し、優しく見守りましょう。

○必要に応じ、家族と連携をとり、主治医に情報を提供しましょう。

【お問い合わせ】

紋別保健所健康推進課健康支援係
Tel 0158・23・3108

困りごと相談会を開催します！

相談センターふくろうでは次の日程で出張相談窓口を開催します。

生活でのお困り事やお悩み事を抱えながら「どうしたら良いかわからない」などの相談はありませんか？相談センターふくろうがあなたの

悩みをどうしたら解決できるか一緒に考えていきます。無料で利用でき秘密は厳守いたします。まずはご相談下さい。

◇開催日時

3月8日 10時30分～11時30分

◇開催場所

佐呂間コミセン 会議室

◇利用方法

事前に左記へご連絡ください。

※相談料は無料です

【予約・お問い合わせ】

オホーツク相談センターふくろう
Tel 0157・25・3110

平成28年度北海道障がい者職業能力開発校 在校生追加募集！

国立北海道障がい者職業能力開発校では、求職中の障がい者の在校生（訓練期間1年又は2年間）を追加募集しています。

願書受付期間

平成29年4月11日まで

※詳しくは、当校又は最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

国立北海道障がい者職業能力開発校
〒073・0115
砂川市焼山六十番地
Tel 0125・52・2774

安全教育等実施のご案内！

労働安全衛生法では、「安全な作業を行って頂くために法で定めた危険又は有害な業務に従事するときは、その業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない」としています。

遠紋地域人材開発センターでは、次の10コースの安全教育等の実施を計画しています。

該当する方は、この機会にぜひとも受講されることをおすすめいたします。

■実施講習機関

株式会社日立建機教育センター
北海道教育所

■実施場所

遠紋地域人材開発センター
(遠軽町岩見通北10丁目1・4)

■申込期限

4月1日

No.	実施日程	講習科目	受講料
1	4月10日	車両系建設機械（基礎）安全衛生教育	11,000円
2	4月16日	玉掛け安全衛生教育	11,000円
3	4月17日	車両系建設機械（整地等）安全衛生教育	11,000円
4	4月18日	自由研削砥石特別教育	11,000円
5	4月19日	丸のこ作業従事者教育	10,000円
6	4月20～21日	伐木（小口径チェーンソー）特別教育	17,000円
7	4月22～24日	アーク溶接特別教育	22,000円
8	4月25日	刈払機安全教育	11,000円
9	4月26日	振動工具安全教育（伐木除く）	10,000円
10	5月9～10日	締め固め用（ローラー）特別教育	16,000円

※詳細についてはお問い合わせください。

【申込・お問い合わせ】

遠紋地域人材開発センター運営協会
Tel 0158・42・4037

機動職業訓練 “ビジネス基礎科” 受講者募集！

北見高等技術専門学院では、再就職の支援を目的とした、機動職業訓練・ビジネス基礎科の受講者を募集します。

☆訓練目標

ワープロ、表計算ソフトによる文書作成、帳票作成、ビジネスへの活用に至る技術・技能習得を図るとともに、職業人としてのビジネスマナーを習得し再就職を目指します。

■資格取得

中央職業能力開発協会主催

○2級・3級ワープロ技師
○2級・3級表計算技師

■対象者

一般求職者

※主にパソコン初心者の方

■定員 15名

※定員に満たない場合は中止となる
ことがあります。

■訓練期間

4月27日～7月26日

(計350時間・土、日、祝日休)

■訓練時間

9時～15時40分

■実施場所

遠紋地域人材開発センター
遠軽町岩見通北10丁目1・4

■願書受付期間

3月2日～4月11日

■願書提出先

北見公共職業安定所 遠軽出張所

■提出書類

入学願書・健康の自己申告書

■費用

受講料は無料です。ただし、テキスト代は11,000円程度、各種検定料は実費負担となります。雇用保険受給者は訓練期間中、基本・受講・通所手当が公共職業安定所から支給されます。

【お問い合わせ】

▼北見公共職業安定所遠軽出張所

Tel 0158・42・2779

▼北見高等技術専門学院能力開発総合センター

Tel 0157・33・4436

▼遠紋地域人材開発センター運営協会

Tel 0158・42・4037

“初心者パソコン講座”のご案内!

“初心者パソコン講座”が実施されます。

☆初心者パソコン入門コース

パソコンの基本、文字入力、インターネット、デジタルカメラ写真の取り込み方、写真の印刷・保存などを学ぶコースです。

◆実施予定日

3月8～11日、14～15日(全6回)

◆実施時間

9時30分～11時(日/1時間30分)

◆定員

10名

◆受講料

9,000円

☆ワード超初心者コース

パソコン初心者の方を対象に電源の入れ方、マウス・キーボードの使い方、文字入力などパソコンの基本操作をゆつくり学ぶコースです。

◆実施予定日

3月17～18日、22～24日(全5回)

◆実施時間

9時30分～11時(日/1時間30分)

◆定員

10名

◆受講料

7,500円

○使用OS

ウィンドウズ8・1

○使用ソフト

マイクロソフト ワード2013

☆エクセル(表計算) 超初心者コース
パソコン操作経験者を対象に、エクセル基本操作をゆつくり学ぶコースです。

◆実施予定日

3月29～31日、4月1日、4～5日(全6回)

◆実施時間

9時30分～11時(日/1時間30分)

◆定員

10名

◆受講料

9,000円

○使用OS

ウィンドウズ8・1

○使用ソフト

マイクロソフト エクセル2013

※各コーステキスト代金が別途かかります。

※各コース初日の3日前までにお申込ください。

【申込・お問い合わせ】

遠紋地域人材開発センター運営協会

Tel 0158・42・4037

国家公務員採用試験のお知らせ

平成28年度国家公務員採用試験を次のとおり実施します。

☆総合試験(大学院卒・大学卒程度)

▼インターネット申込期間

4月1～11日

☆一般職試験(大学卒程度)

▼インターネット申込期間

4月8～20日

☆一般職試験(高校卒者・社会人)

▼インターネット申込期間

6月20～29日

◆インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

html

※詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

人事院北海道事務局第二課試験係

Tel 011・241・1248

国税専門官募集のお知らせ

札幌国税局では、国税専門官を募集しています。

◆受験資格

①昭和61年4月2日から平成7年4月1日生まれの方

②平成7年4月2日以降生まれの方で大学を卒業したなど別に定める方

◆申込期間

4月1日(9時)～13日(受信有効)

▽申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

html

※申込みはインターネットにより行ってください。

◆試験日

▽第1次試験 5月29日

▽第2次試験 7月12～20日

※右記の期間で指定された日

◆合格発表日

▽第1次試験合格者 6月28日

▽最終合格者 8月22日

※詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

○札幌国税局第2課採用担当

Tel 011・231・5011

○北見税務署総務課

Tel 0157・23・7151

労働基準監督官 採用試験のお知らせ

平成28年度労働基準監督官採用試験を次のとおり実施します。

■受付期間

◇インターネット 4月1～13日

※申込ホームページ

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

◇郵送又は持参 4月1～4日

※郵送の場合は4月4日までの通信日付印有効

■受験資格者

◇昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの方

◇平成7年4月2日以降生まれの方で左記に掲げる方

- ①大学を卒業した方及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの方
- ②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

■第1次試験 5月29日

■第2次試験 7月13～15日

※右記の期間で指定された日

【申込書提出先・お問い合わせ】

北海道労働局総務部総務課

〒060・8566

札幌市北区北8条2丁目1番1

札幌合同庁舎9階

Tel 011・709・2311

北海道警察官採用試験のお知らせ

北海道警察では、平成28年度（第1回）北海道警察官採用試験を次のとおり実施します。

■受験資格

①警察官A区分

学校教育法による大学（短期大学を除く）等を卒業した方及び平成29年3月卒業見込みの方

※高度専門士の称号を取得又は平成29年3月末までに取得見込みの方

②警察官B区分

A区分以外の方（学校教育法による高等学校に在学中の方を除く）

③年齢

昭和59年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方

※平成29年4月1日現在で18歳以上33歳未満の方

■採用予定人員

▽男性A区分145名程度

▽女性A区分30名程度

▽男性B区分65名程度

▽女性B区分20名程度

■受付期間等

①郵送・持参

3月8日～4月15日（当日消印有効）

②電子申請（北海道警察ホームページからの申し込み）

3月8日～4月13日まで

■第1次試験

①試験日 5月8日

②試験地

北見市、網走市、紋別市、札幌市など全23会場

【お問い合わせ】

○北海道警察本部採用センター

Tel 0120・860・314

○北見方面本部

Tel 0157・24・110

○遠軽警察署

Tel 0158・42・0110

○北海道警察ホームページ

<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

○北海道警察本部採用センター

ツイッター

https://twitter.com/HP_saiyo

※最寄りの警察署、交番・駐在所までお問い合わせ下さい。

佐呂間町民限定キャンペーン！
「トイタイヤ」購入で「ふるさと商品券」がもらえます！！

町内のトイタイヤ取扱店で「トイタイヤ（夏タイヤ・スタッドレスタイヤ）」を購入した町民の方を対象に、佐呂間町商工会が発行する「ふるさと商品券」を助成しています。

■対象

佐呂間町民で、個人が使用する車両のタイヤを町内で購入された方。
※乗用車又は最大積載量2t以下の貨物車に限る。

■特典

夏タイヤ・スタッドレスタイヤ1本の購入金額（税込）により「ふるさと商品券」がもらえます。

※商品券の額については、店頭でご確認いただくか、お問い合わせください。

■引き換え

販売店備えつけの購入書・引換証に証明をいただき、佐呂間町商工会へ提出してください。

※この事業は、町と東洋ゴム工業㈱の協力・支援により実施しています。

【お問い合わせ】

佐呂間町商工会

Tel 2・3448

佐呂間別川広域河川工事に伴う交通規制のお知らせ

北海道オホーツク総合振興局網走開発建設部発注の工事により次の期間、通行止め等交通規制を行う予定です。お知らせいたします。

■工事場所

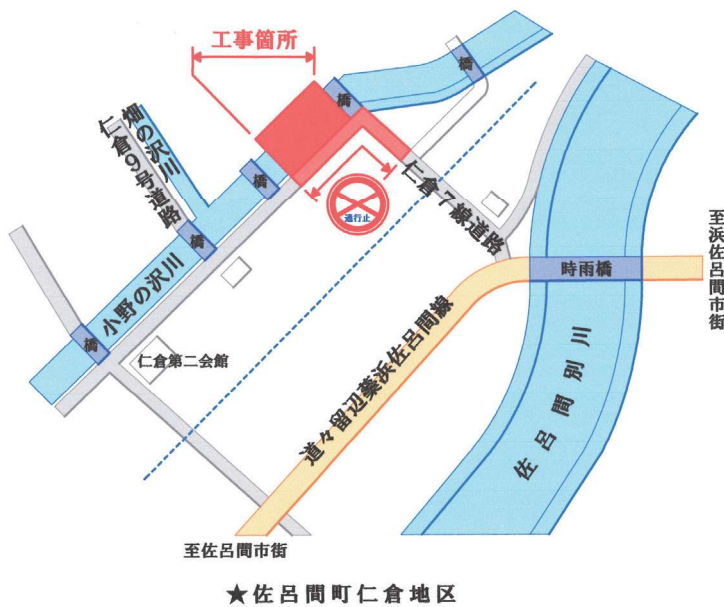
▽小野の沢川（約40m）橋梁架替1

橋（仁倉9号橋）

仁倉539・6地先付近

■作業期間

7月下旬～平成29年2月下旬



【お問い合わせ】

○北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部 遠軽出張所

Tel 0158・42・3165

○役場建設課

Tel 2・12210

町民の皆様には、工事期間中大変ご迷惑をおかけ致しますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。



4月1日より町の公共施設内が 全面禁煙になります!!

☆新たに全面禁煙となる施設

- 役場庁舎
- 町民センター
- 佐呂間コミセン
- 若佐コミセン
- 浜佐呂間活性化センター
- 老人福祉センター
- サロマ斎場

※すでに施設内全面禁煙を実施している公共施設については今までどおり施設内全面禁煙ですので右記には記載していません。これまで同様禁煙にご協力ください。

町では『健康増進法』に基づき、町民皆様の健康増進を図る観点から「受動喫煙」を防止し、誰もがたばこの煙にさらされることなく快適に公共施設をご利用いただくために役場庁舎内をはじめ町内すべての公共施設内を「全面禁煙」といたしますのでご理解とご協力をお願い致します。

なお、喫煙される方については施設管理者などにご確認のうえ所定の場所において喫煙されますようご協力をお願い致します。

平成27年 火災発生状況

火災の発生状況

平成27年中における遠軽地区広域
組合消防本部管内（遠軽町・湧別町・
佐呂間町）の火災発生件数は、平成
26年と比べ1件増の24件となつてお
り、建物火災が15件、林野火災が1
件、車両火災が6件、その他の火災
が2件となっています。

佐呂間町では平成26年と同数の8
件（うち建物火災4件）発生し、損
害額は約1億5,200万円に上り、
管内全体で約1億7,200万円の
大変貴重な財産が失われています。

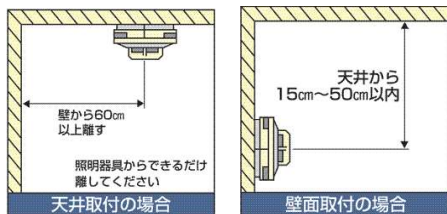
また、建物火災で2名の方が負傷
しており、1名の方の尊い命が失わ
れています。

原因別に見ると、燃焼器具等の不
適切な使用や維持管理の不備など人
為的ミスによる火災の発生が多く、
普段から火の取扱いには十分な注意
を心がける必要があります。

また、全国的にローソクや線香等
から出火する火災が多く報告されて
いますので、火から離れる際には必
ず消火しましょう。

“住宅用火災警報器” の設置状況

生命、身体及び財産を火災から守
るために、当消防本部管内では平成
20年6月から住宅用火災警報器（住
警器）の設置が義務付けられている
ところですが、昨年4月に実施した
住警器設置状況調査では義務となっ
ている寝室に設置している家庭は約
6割ほどであることがわかりました。
住警器を設置することで火災を早
期に発見することができ、初期消火
や避難、通報などの行動が早まり、
延焼防止だけではなく、自分自身は
もちろん、大切な家族の生命、財産
を守ることに繋がりますので、1日
も早く必ず設置してください。



近年の火災発生状況（H25～27）

	年別	出火件数								損害額 (千円)	死者	負傷者
		建物				林野	車両	その他	合計			
		全焼	半焼	部分焼	ぼや							
組合管内	H27	6	1	1	7	1	6	2	24	172,218	1	2
	H26	1	1	3	6	1	4	7	23	27,298	-	3
	H25	3	5	1	6	-	4	4	23	24,968	4	4
佐呂間町	H27	2	-	-	2	-	3	1	8	152,048	-	-
	H26	1	-	1	2	-	3	1	8	22,769	-	1
	H25	0	1	-	-	-	-	-	1	1,067	-	-

コンロ・ストーブからの火災に注意！！

冬になると各家庭で火気の使用が増加し、なおかつ、空気が乾燥していることから火災発生の危険が増大します。そこで、コンロ・ストーブの取扱いについて、今一度ポイントをチェックしてみましょう。

☆コンロ使用上のポイント

調理中はコンロのそばを離れない！
離れるときは必ず火を消す！
コンロの点火、消火を確かめる！
コンロの周りに燃えやすいものを置かない！
油污れも火が燃え移る危険性があるため、きれいに掃除する！
電磁調理器（IH）コンロは火を使わないからといって安全ではない！

☆ストーブの使用上のポイント

カーテンの近くで使用しない！
絶対にストーブの上や周りで洗濯物を干さない！
周りに燃えやすい物やスプレー缶などを置かない！
ストーブから変な臭いがしていたら使用を中止する！
ほこりやゴミがついていないか定期的に確認し掃除する！
ファンヒーターの給油は火を消してから行う！

平成27年 救急・救助出動状況

救急 出動の状況

遠軽地区広域組合消防本部管内における平成27年救急出動件数は、平成26年と比べ12件増の1,587件、搬送人員は9人増の1,505人となりました。

これは、1日に約4件出動し、組合管内の住民約24人に1人が搬送されたこととなります。

種別ごとに平成26年と比較してみると、交通事故が11件減の93件、労働災害が7件減の21件、一般負傷が7件減の233件、急病が45件増の1,017件、転院搬送が13件減の183件、転院搬送が13件減の183件となっており、急病の増加が著しく、全体の64%を占めています。

佐呂間町だけを見ると、出動件数が17件減の268件、搬送人員が14

人減の256人となっており、佐呂間町の救急出動件数は減少していますが、組合管内における救急出動件数は増加しています。

全体として前年の出動件数と比較し大差はありませんが、現場から組合外（北見市、網走市、常呂町）の医療機関へ搬送する「直接搬送」が164件発生しており、転院搬送の組合外搬送146件と合わせると年間310件になります。これは組合内の救急出動件数の約20%が長距離搬送となり、依然として救急車不在時間の増大が懸念されますので、今後とも救急車の適正利用についてご協力をお願い致します。

救助 出動の状況

遠軽地区広域組合消防本部管内における平成27年救助出動件数は、平成26年と比べ3件減の20件、救助人員は5名増の21名となりました。

種別ごとに見ると、交通事故が18件の他が1件となり、救助出動の90%

が交通事故に伴うものでした。

冬期間は、交通事故が多発する傾向にありますので、自動車の運転にはより一層の注意をお願いするとともに、暴風雪に対する備えについても検討してください。

救急出動状況（H26～27）

救急出場件数			火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				合計
													転院搬送	医師搬送	資機材等輸送	その他	
組合管内	出動件数	H27	3	-	-	93	21	11	233	-	15	1,017	183	-	-	11	1,587
		H26	1	-	1	104	28	12	240	3	10	972	196	-	-	8	1,575
	不搬送人員	H27	1	-	-	10	-	-	18	-	3	56	1	-	-	11	100
		H26	-	-	-	18	1	-	13	1	3	55	1	-	-	8	100
	搬送人員	H27	2	-	-	99	21	11	216	-	12	962	182	-	-	-	1,505
		H26	1	-	1	106	27	12	227	2	7	918	195	-	-	-	1,496
佐呂間町（内数）	出動件数	H27	-	-	-	19	7	1	37	-	3	191	10	-	-	-	268
		H26	-	-	1	20	5	1	51	-	1	185	21	-	-	-	285
	不搬送人員	H27	-	-	-	4	-	-	1	-	-	8	-	-	-	-	13
		H26	-	-	-	4	1	-	3	-	1	11	-	-	-	-	20
	搬送人員	H27	-	-	-	15	7	1	37	-	3	183	10	-	-	-	256
		H26	-	-	1	20	4	1	48	-	-	175	21	-	-	-	270

救助出動状況（H26～27）

救助出場件数			火災	交通事故	水難事故	自然災害	機会	建物	ガス酸欠	破裂	その他	合計
組合管内	出動件数	H27	-	18	-	-	-	1	-	-	1	20
		H26	-	14	-	2	3	-	-	-	4	23
	活動件数	H27	-	12	-	-	-	1	-	-	1	14
		H26	-	9	-	-	2	-	-	-	4	15
	救助人員	H27	-	19	-	-	-	1	-	-	1	21
		H26	-	10	-	-	2	-	-	-	4	16

町営住宅の空家状況

2月12日現在の町営住宅空家状況
をお知らせします。

〈公募期間のある町営住宅空家〉

■宮前団地

○2階建2LDK 1階1戸
20, 600円

※空家状況については、お問い合わせ
してください。

〈随時入居可能な町営住宅空家〉

■栄団地

○2階建3LDK 1階2戸
15, 300円

■西富団地

○2階建2LDK 2階1戸
13, 900円

○2階建2LDK 2階1戸
19, 400円

※右記の他にも入居可能な町営住宅
がありますので、入居申込など詳
しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場建設課管理係

Tel 2・1210

篤志寄附

ありがとうございます

この度、篤志寄付をいただきまし
たのでお知らせします。

《ふるさとまちづくり振興基金》

○眞如智子さん（朝日）

○SICEA代表・藤田明彦さん（富
武士）

右記の2名の方より“ふるさとま
ちづくり振興基金”として篤志寄付
をいただきました。佐呂間町のまち
づくり振興を図るため有効活用させ
ていただきます。ありがとうございます
ました。

《福祉事業基金》

匿名で“福祉事業基金”として
10万円の篤志寄付をいただきました
た。佐呂間町の福祉事業の充実を図
るため有効活用させていただきま
す。ありがとうございます。

《佐呂間町ふるさと応援事業》

○佐藤誠太郎さん（東京都）

○大川 正裕さん（札幌市）

○村端 五郎さん（宮崎県）

この他匿名で6件の篤志寄附があ
りました。これらの寄付金は、“佐
呂間町ふるさと応援事業”として、
観光振興・地場産業振興・教育・福
祉などの事業に有効活用させていただ
きます。ありがとうございます。

ご寄附

ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

宮前町 大田 達 さん

西 富 田中 良子さん

北 斎藤 博 さん

千葉県 渡辺 雅英さん

仁 倉 室井 俊紀さん

富武士 渡辺日出子さん

宮前町 今井 貴志さん

富 丘 伊藤 孝志さん

宮前町 小野 道子さん

富武士 縄 啓子さん

札幌市 徳保 之江さん

北見市 吉本 英人さん

幌 岩 宮島 民子さん

宮前町 檜垣 政雄さん

知 来 伊東 一 さん

▼葬儀終了 感謝

永代町 山口 光友さん

▼母の百寿の祝いに際して

川 西 山下 壽光さん

■西富老人クラブへ

西 富 増田 恒夫さん

人のうごき 1月末

人口 5, 474人（23人）

【内外国人 125人】

男 2, 582人（16人）

【内外国人 10人】

女 2, 892人（17人）

【内外国人 115人】

世帯 2, 508戸（16戸）

【内外国人 108戸】

お母さんと一緒に鬼退治！
0・1歳児クラス



みんな鬼退治、頑張ったよ！
2歳児クラス



あいあい通信

子育て支援センター『あいあい』
Tel 2・1255

『子育て自由相談日』

今月は保健師相談日です。お子さんの身長・体重の計測のほか、成長発達などの相談ができます。どうぞお気軽にご利用ください。支援センターは自由開放日です。相談のない方も遊びにきてください。

◎日程 3月17日（木）10時～11時30分

『パパママたまご教室』

妊婦・0歳児の保護者を対象に、保健師による「授乳と食事のバランスを knowing」のお話です。対象者には、案内ハガキを送ります。

◎日程 3月23日（水）

10時30分～11時30分

※18日までに申込んでください。



絵本だいすき！

吹く風に季節の移り変わりを感じようになってきました。少しずつ春が近づいているようです。27年度は、たくさんのお母さん、お父さん、子どもさん、スタッフのみなさんの協力のおかげで、『あいあい』を利用していただきました。ありがとうございます。これからも、お母さん達の子育てを応援できるように、子育てに関する情報や親子一緒に楽しめる活動を提供していきます。

2月3日の「お話あいあい」では、読み聞かせサークル「じゃんけんぼん」の眞如智子さんによる『読み聞かせ』について講話と読み聞かせを行いました。絵本の大切さや、メディアのもたらす影響のお話に真剣に耳を傾けるお母さんの姿が見られました。また、実際に絵本の読み聞かせでは、子どもたちは、楽しそうに絵本に入っていました。これから親子一緒に絵本を楽しむ時間が多くないと良いですね。



お母さんと絵本を見たよ！

みんな集まれ!!

3月25日（金）は今年度最後の事業となります。通常は『あそびの広場（2歳児クラス）』ですが、0・1歳児クラスと2歳児クラス、みんな一緒の『あそびの広場』を行います。手遊びや絵本の読み聞かせなど、みんなで楽しみましょう。また、支援センターに飾ってある親子写真とシールノートをお渡しします。

☆支援センター開設日について

3月28日（月）から4月1日（金）までお休みです。平成28年度は4月4日（月）『あそびの広場（0・1歳児クラス）』から始まります。

◎0・1歳児クラス 月曜日

10時～11時30分

◎2歳児クラス 火・金曜日

10時～11時30分

◎自由開放日

木曜日 10時～12時

13時30分～16時

月・火・金曜日 13時30分～16時

写真を掲示します!!

平成27年10月～平成28年3月までの『あそびの広場』『お話あいあい』『あいあいランド』で撮った写真を掲示します。写真を希望される方は、注文書に記入し佐々木写真館で注文してください。掲示期間は3月14日（月）～25日（金）までです。

運営委員を募集します

子育て支援センターを利用するお母さん方に、平成28年度の運営委員をお願いします。

年3回運営委員会を行い、支援センターの活動について保健師や社会教育課職員、保育士と話し合いをします。運営委員の任期は1年間（平成28年4月から29年3月）です。お願いできる方は、3月16日までに支援センターに連絡してください。

※平成27年度のゲンキマイレージ景品の交換は、3月28日までです。役場、武道館・温水プールで景品交換券にかえて、物産館みので品物を受け取ってください。期限を過ぎると無効になりますので、忘れずに交換してください。

※子育て事業は、健康カレンダーに記載されていますのでご確認ください。